

「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）に対する意見・情報の募集結果について

平成25年4月26日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成24年12月21日（金）～ 平成25年1月21日（月）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（同時実施）

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 65通（農林水産省実施分と合算）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）に対する意見の概要及び対応方針について
（平成24年12月21日～平成25年1月21日）

	該当箇所等	意見要旨	対応方針	件数
指導内容（案）に対する意見				
1	全般	現行通知よりも論旨がはっきりして分かりやすくなった。	今後とも、本通知の周知対象となる方々への分かりやすい周知に努めます。	1
2		農薬の使用を最小限にする観点から、病害虫が発生しにくい植物・品種の剪定や環境の確保、土作りや施肥管理、物理的防除の活用を推奨した上で、農薬の使用上の注意点を明確にするなど、高く評価できる指導内容である。	関係者の協力をいただきつつ、現場の方々への普及に努めます。	1
3		随所に「努める」とあるが、単なる努力規定と捉えられることのないよう、「すること」と改めるなどして、より厳しい書きぶりとするべき。	指導対象となる者と指導に係る業務を履行する者が異なる場合、現場での状況によって柔軟に対応すべき事項、現状からして必ずしも遵守が容易でない事項等については、「努める」べきこととしています。	4
4		「住宅地等」、「防除業者等」といった用語の定義を通知中で明確にすべき。	「住宅地等」の定義については、通知本文に示すこととします。「防除業者等」の用語は、本通知において用いないこととしました。	1
5		自治会では、農薬の基礎知識も取扱い方法も知らない人が散布しており問題。地方自治体が自治会に対し薬剤購入費の一部を補助するなどの形で、庭木等への定期的な農薬散布を助長している実態が改善されるような通知内容としてほしい。	本通知では、公園、街路樹等において病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめるよう指導することとしており、この指導内容の周知徹底に努めます。	1
6		農薬使用者の免許制度、防除業の届出、無人ヘリコプター散布の届出、研修受講の義務付け、独自の農薬使用禁止地域の設定、農薬でない除草剤の使用の規制等、法律による規制や国による指導がない事項は、自治体独自の条例や要領・要綱に取り込むことができることを通知に記載すべき。	地方公共団体が法律とは別の規制を条例等により設けることができるかどうかについては、対象となる事項ごとに関連法令の制度趣旨等を踏まえて個別具体的に判断されるべきものと考えます。	1
7		通知を発出する際には、通知の前文に、「住民、子ども等の健康被害が生じないようにするため」等と本通知の目的を書くべき。農薬散布が原因で健康を害している者がいることを前文で明らかにして、なぜ通知が出されているのか、	ご指摘を踏まえ、通知文本文において、通知を発出する目的として住民、子ども等の健康被害が生じないようにすることを挙げるとともに、不適正な散布の事例について、通知発出の背景として記載することとします。	2

		なぜ通知を遵守する必要があるのか、通知の受け手に理解されるようにしてほしい。		
8		農薬というと、作物栽培に使われるものか、公園や街路樹等で使われるものに限定して捉えられるので、一般家庭でガーデニングに使われるものや除草剤も定義に含めるべき。	農薬については、農薬取締法第1条の2に定義されており、「農作物等」の病虫害の防除等の目的で使用される「殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤」とされており、「農作物等」には樹木を含み、「農作物等」に使用される除草剤は「その他の薬剤」に含まれます。また、同法第11条において同法に基づく表示のされた農薬等以外の農薬は「何人も」使用を禁じており、この通知はこれらの定義を変えるものではありません。	1
9	指導内容の1	一般家庭の住宅周辺、私有地内、地域住民で管理する集会所や神社などでも農薬が使用されることがあるので、一般住民も「農薬使用者等」に含まれるものとして明記して、広報誌やリーフレットの回覧などにより、地方自治体による周知を行わせるべき。	・個人・業者の別を問わず、住宅地等において農薬を使用する際には、本通知に基づく指導の対象となることや、マンションが「人が居住する場所」に含まれ、そこでの農薬の使用についても本通知の適用対象となることは、原案どおりで明らかと考えます。	4
10		マンションの植栽管理等における農薬の不適正な使用をなくすため、農薬を使用する個人や、マンションの管理組合、管理会社、造園業や防除業者などが農薬使用者、農薬使用委託者、土地施設等の管理者に該当することを明記すべき。	・広報誌への掲載、リーフレットの配布・回覧等の一般の方々への周知の具体的手法については、住宅地や農地等の整備状況も異なることから、地域の実情に応じて地方公共団体が判断することが適切と考えます。	1
11		住宅地通知が守られない理由の一つは、それが知られていないことにあるので、単に「遵守するよう指導すること」とするのではなく、「遵守について周知徹底すること」とし、周知徹底の方法についても言及すべき。	「遵守するよう指導すること」には、「遵守事項について周知すること」も含まれています。	1
12		指導する主体が明らかでないので、都道府県、地方自治体、貴自治体等の主語を補うべき。	本通知は、都道府県知事宛に発出し、その際に都道府県知事に対しては管内の市区町村に指導を依頼します。これにより、指導の主体が地方公共団体であることは明らかとなります	1
13	指導内容の2(一段落目)	「取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと」という規定はあいまいなので、表現を改めるべき。特に、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定することについては、一取組事例としてではなく、指導事項の一つとすべき。	実際に地方公共団体にとっていただく具体的な方法については、住宅地や農地等の整備状況も異なることから、地方公共団体の判断に委ねることとし、指導内容の2では、別紙の1に記載した事項を実施するための方法を例示しております。	1
14	指導内容の2(1)	物理的防除についての取組が軽視されがちであるので、業務内容として仕様書において規定する内容に、物理的防除による対応を最大限に優先することも含めるべき。	ここでは、実施の有無を容易に判断でき、仕様書に含めやすいと考えられる事項を例示していますが、物理的防除に努めることについても、別紙の1に掲げる事項に含まれています。	1
15		周知は、散布の事前及び事後に実施することとすべき。	周知は、農薬の散布に伴う健康被害を未然に防止するために、周	1

			辺住民の方に必要に応じて対策をとっていただけるように行うものであるので、周知は事前に行うべきと考えます。誤って散布直後に散布区域に立ち入ることを防止するためには、遵守事項の1(7)に示す立て看板の表示や、立ち入り制限区域の設定等が有効であると考えます。	
16	指導内容の2(2)	「当該業務の実施上の責任者」が、防除業者の代表者でもよいのか、実際の作業に従事する者を指すのか明らかにされたい。また、研修を指定する組織は当該地方自治体「等」とすべき。	「当該業務の実施上の責任者」とは、現場における防除の方法を決定する者を指しています。その者が代表者であるのか、作業従事者であるのかは、業者の組織によって異なると考えられます。また、具体的な入札の資格要件は発注者である地方公共団体が規定するので、受講すべき研修の種類・内容についても要件の一部として当該地方公共団体が指定することとなります。	1
17		造園業者等には有資格者が少ないと思われるので、入札の資格要件とするには、まずは資格の保有状況の把握が必要で、その上で一定の周知期間が必要であり、平成25年度中の実施は困難。また、研修の受講を資格要件とすると、研修需要の大幅増が想定され、地方自治体では対応が難しいので、国で実施してほしい。	資格の保有状況は、地域によっても異なると思われるので、実情に応じ、可能な範囲で速やかに対応ください。なお、農薬の使用に関する指導については、従来からと同様に、農薬使用者に対する指導を実施している都道府県が対応することとしております。国としては、消費安全対策交付金（農薬の適正使用等の総合的推進）において、農薬使用者を対象とした講習会の実施を支援しています。このほか、農薬の適正使用の研修のための講師派遣の事業を行う公益社団法人等もごございますので、ご検討ください。	2
18		農薬適正使用推進員等、現在の地方自治体の指定する資格は、主として農業者を想定したものに限定される可能性もあるので、防除業者も受講し得るよう研修制度の整備が必要である。	ここでは、入札資格の決定に当たり、既存の何らかの資格を要件として「指定」することを規定しており、必ずしも当該資格の運営主体が当該地方公共団体であることは求めておりません。したがって、他の地方公共団体や関係団体が運営する資格を指定することが可能です。また、資格を有していなくとも、研修を受講していることでもよしとしています。	1
19		病虫害防除及び農薬に関する研修の受講者やこれらの分野の資格を有する者が防除業務の実施責任者であることを入札の資格要件とするという規定は画期的なものであり、周辺住民の不安感の払拭にもつながる。地方自治体が指定するこのような資格の一例として、病虫害防除・農薬使用に関する高度の知識を持つ専門家を認定する国家資格である、技術士（農業部門・植物保護）も含めることを提案する。	病虫害防除及び農薬使用に関する専門知識を有する者を、広く農薬の適正使用の推進に活用していきたいと考えています。「技術士（農業部門・植物保護）」は、有資格者は少ないと聞いておりますが、近年設けられた国家資格であり、今後有資格者が増加する可能性も考慮し、例示に含めることとします。	1
20		入札の資格要件として、本通知の指導内容にそぐわない行為を行っていないことを含めるべき。	本通知の目的は、特定の防除業者を排除することではなく、防除業者に遵守事項を守っていただくことにあります。このため、過	1

			去の実績までは資格要件と考えておりません。2(1)に示すように仕様書に本通知の内容を遵守することを業務内容として規定し、合わせて契約違反があったことを指名停止の要件や欠格事項として規定すれば、当該規定に違反した者は、次回以降、仕様書に規定された一定の期間入札ができないこととなるものと考えております。	
21		責任者が地方自治体指定の研修を受けていることや地方自治体指定の資格を有していることは、地方自治体の業務を受託する場合に限らず、すべての防除業者に求めるべき。	民間事業者間の契約の具体的内容まで行政指導の対象とするのは適切でないため、遵守事項の1の柱書きにおいて、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めることのみとしています。	1
22	指導内容の2(3)	研修の実施主体を明確にすべき。	ここでいう研修は、施設管理部局の担当者が、本通知の趣旨・目的や、住宅等において農薬を使用する際に遵守すべき事項について理解し、植栽管理等の業務の発注に当たって、適切な対応をとれるようにするためのものです。内容から見て、各地方公共団体において実施可能なものと考えます。また、農薬担当部局等がなく、対応が難しい場合等は、関係団体の主催する研修に参加してもよいと考えます。	1
23		研修の主催者は、農薬取締法に基づく指導権限のある都道府県とし、公正な研修とするため、農薬の製造者、販売者、防除業者等を含む団体には委託すべきでない。		1
24		研修の開催主体が国、地方農政局、都道府県に限られると機会が少なく、地方自治体の施設管理部局の担当者の参加があまり望めないため、市町村でも研修を開催すべき。		1
25		施設管理部局の担当者が研修を受けるべきこととされると研修需要の大幅増が想定されるが、地方自治体では困難であるので、国で実施してほしい。		1
26		具体的にどのような研修を示すのか不明確である。		2
27		研修の参加者となる施設管理部局の担当者には、自治体の外郭団体や、一部事務組合、指定管理者等も含まれることを示すべき。		1
28		「定期的」とはどの程度の頻度を示すのか明確にすべき。		施設管理部局の担当者の人事異動のサイクル等を考慮して一定の期間ごとに、新任者を対象に研修を実施すること等を想定しています。
29	指導内容の3	揮発した農薬による健康被害もあることを示すため、「散布中や事後に引き起こされかねない健康被害や農薬の不適正	ここでいう「農薬の不適正な使用」は周辺住民の健康被害の原因となったものやその恐れのあるものに関するものであり、それに	1

		な使用」とすべき。	関する相談窓口等であることを明確にするため、このような規定として	
30		「健康被害を引き起こしかねない」という限定は不要ではないか。	とします。なお、健康被害の発症時期を農薬散布中に限定した規定とはしていないので、修正の必要はないと考えます。	1
31		担当部署が「連携して対応」するのは、健康被害発生を防ぐ状況改善ができるようにすることが目的であることを明示すべき。	目的は、ご意見を踏まえ、通知本文に示します。	1
32		相談者がたらい回しにされないよう、「体制整備」といったあいまいな書き方でなく、分かりやすい相談窓口を設けることを明確に示すべき。	専門の相談窓口の設置のほかにも、一般の相談窓口での受け付け後の処理のルールを明確化することなど関係部局が連携した対応が考えられるので、このような規定としています。	4
33		関係部局として、街路樹にあつては道路管理部局と具体例が記載されているが、単なる民同士の農薬使用の相談や苦情等の窓口化する恐れがあるため、記載は避けてほしい。	ここで例示したのは施設管理部局に当たる「関係部局」です。窓口をどの部局に設置するかについては、各地方公共団体でご検討いただくこととなります。	1
34		健康被害を引き起こしかねない、農薬の不適正な使用に関して住民の相談があつた場合には、農薬散布の中止を命じることができるようにすべき。	ここでいう相談は、健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用があつた場合を想定していますが、事前に計画的、意図的な農薬の不適正使用の情報提供があつた場合には、関係部局の連携の下、適切に使用されるよう当該防除業者等に対し指導が行われることとなります。	1
35		本通知の内容を一般住民等に広く知らしめるため、末尾に、本通知の指導内容、被害があつた場合の対処・相談先を自治会回覧板等で知らせることとする旨を記載すべき。	一般の方々への周知の方法については、通知では規定せず、地域の実情に応じ、地方公共団体が判断することが適当と考えます。	1
36	遵守事項 1	一部の自治体では、定期的散布をせず事前周知さえすれば農薬散布して問題ないと認識されているので、原則として公共施設の緑地や公園、街路樹等は無農薬で管理することとすべき。	植栽への影響や人への危害を防止するためにやむを得ず使用することが原則であり、1(2)において、「定期的に散布することをやめ、物理的防除により対応するよう最大限努めること。」と記載しております。	1
37	遵守事項 1 柱書き	現行通知と同じく、「住民、子ども等の健康被害が生じないように」という目的を記載すべき。	ご指摘を踏まえ、目的については、現行通知と同様に通知本文に記載をすることといたします。	1
38		住宅地から離れたところにある学校や公園等は、遵守基準省令第 6 条にいう「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地」に含まれない可能性があるのではないか。	「学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等」としており、住宅地に近接するか否かに関わらず本通知の指導対象としています。	1
39		冒頭の「土地又は施設」の事例には、多数の者が訪れるが景観保持のために過剰な農薬散布が行われがちな「観光地」も追加すべき。	観光地の植栽については「頻繁に訪れる土地又は施設の植栽」に該当するものもあると考えられますが、「観光地」は範囲が不明確なため、例示には含めません。	1
40		「人が居住し、滞在」する土地又は施設に民家の敷地も含まれるのであれば、その旨を明示すべき。	民家の敷地が、「人が居住し、滞在」する土地として通知の指導対象に含まれることは明らかであり、道路沿いの垣根などでは近隣	1

			への飛散等が生じないよう配慮していただく必要があります。ただし、本通知はそもそも農薬の飛散を原因とする健康被害の防止を目的としたものですので、自らの敷地内で周辺への飛散がおよそ考えられない方法で農薬を使用する場合等にまで、事前周知等の対応を求めているわけではありません。	
41		農業公園は住宅地通知や公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルの適用範囲外であると理解されている場合があるので、公園の具体例として農業公園も明示すべき。	農業公園には生産団地が併設されているものなど様々な形態があり、農地に当たる場合もあると考えられるので、実情を踏まえて地方公共団体が適切に判断し、指導することが適当と考えます。	1
42		「人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設」にゴルフ場も含まれることを明示すべき。	ゴルフ場は、「人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設」に当たるものと考えております。	1
43		「適切な研修」とは、どのような研修を指すのか明確にすべき。	例えば、県が認定している農薬管理指導士や、(社) 緑の安全推進協会が認定している緑の安全管理士等の資格取得のための研修が想定されますが、これらに限定するものではなく、しっかりと飛散防止対策等に関する知識習得や意識啓発が図られるのであれば、防除業者の社内研修等も対象となります。	2
44		防除を受託する者には、研修の受講を義務付けるべき。	本項の業務委託契約には、一般の方や民間事業者が防除を依頼する場合も含まれます。そのような契約の具体的な内容まで踏み込んで義務化するのは適切でないため、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めるよう規定しています。	1
45	遵守事項 1(1)	誤解を生む可能性があるので、「農薬による防除を必要とする」は削除すべき。	病害虫によっては、植栽や人に大きな被害をもたらさない、物理的防除で対応が可能である等から、農薬による防除が不要な場合があるため、原案のとおりといたします。	1
46		公園等の植栽に使用されるもののうち病害虫に強い植物(種)はあると思うが、農作物と比べて病害虫抵抗性付与のための品種改良はあまり活発ではないので、病害虫に強い「品種」は想定しにくいのではないか。実例がないのであれば、品種に関する記述は削除すべき。	植栽に使用される植物でも、バラなど品種改良が進んでいる植物もあり、また、そもそも多様な品種を有している植物も多いことから、原案のとおりといたします。	1
47		環境はもとより多様なものであるので、「環境の多様性の確保」という表現はおかしいのではないか。	たとえ自然の状況でも、単一の植物が占有している環境の多様性は低くなります。環境の多様性との表現は適切であると考えており、原案のとおりといたします。	1
48		草の発生についても早期発見に努め、手や鎌など除草器具を使って取り除くことに努めることを追加すべき。	ご指摘を踏まえ、1(2)の記載を「日常的な観察によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、」と修正いたします。	1
49	遵守事項 1(2)	病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することについて、「禁止」、「決して行わないこと」等の	原案に記載のとおり、定期的に農薬を散布することをやめる旨を明記しています。	2

		明確な規定に改めるべき。		
50		剪定時期に樹冠内部の通風、採光をよくするために枝抜き選定（混み合った枝や不要な枝の整理）や透かし剪定を行い、健全な植物の育成を図ることについて追加すべき。	ご指摘の通り、剪定等により健全な植物を育成することは、病害虫を抑えるうえで大切であると考えておりますが、これら健全な植物の育成は、植栽を管理する上で日常より努められている事柄であることから、通知においては特段記載をしておりません。なお、環境省が作成しております、公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルでは、健全な植物の育成についても記載しており、周知に努めてまいりたいと考えております。	1
51		害虫は観察によって発生初期の防除が可能なのに対し、樹木類は病害には強いといっても、病害防除の基本は予防散布である。生産農家のほ場を見ていると、病害が発生してからの防除はかえって防除回数が多くなる場面もあるので、殺菌剤で定期的な散布を否定するのは適切でないのではないか。	平成 17 年度に実施した、地方公共団体へのアンケートでは、公園・街路樹等に使用する農薬は、殺虫剤が 72%と多く、殺菌剤は 9%でした。公園・街路樹等では害虫に対する防除が中心と考えられます。害虫の発生は年により異なり、また、植栽の一部に発生をする場合も多いことから、定期的散布をやめ早期発見等に努めていただきたいと考えております。また、病害についても、農作物では罹病することで経済的価値がほとんどなくなることが多いのに対し、植栽では管理の考え方が異なるものと考えております。確かに、予防的防除が重要な場合もあると思いますが、必要最小限にとどめるよう努力いただきたいと考えております。	1
52	遵守事項 1(3)	1(5)では病害虫による「危害」とあるので、表現を統一すべき。	ご指摘を踏まえ、1(5)の表現を「危害」から「被害」へ修正します。	1
53		「やむを得ず」、「最小限」といった用語は自治体の担当者によっていかようにも解釈し得るので、避けるべきではないか。	農薬を可能な限り使用しないで防除するのが原則であるという趣旨から、このような記載としております。	1
54		美観のために農薬を使用することは、「やむを得ず農薬を使用する場合」に含まれないこととすべき。	公園・街路樹の植栽の目的を踏まえれば、害虫などによる健康被害よりは優先度は低いものの、美観への影響の程度も農薬の使用が必要かどうかを判断する上で重要なポイントとなる場合もあると考えております。農薬散布による影響と必要性を考慮して、それぞれの場面で判断いただきたいと考えております。	1
55		「森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）『等』に基づき」とし、県の単独事業で行うマツクイムシ防除等も通知の適用対象とすべき。	住宅地に近接する森林についても本通知の対象としています。	1
56		そもそも定められた使用方法に従い使用しても人への悪影	農薬散布に係る健康被害を心配するご意見があるなか、安全性が	1

		響の大きい農薬は登録されないので、末尾は、「また、可能な限り、人畜や環境への負荷をできるだけ低減する観点から生物農薬やフェロモン剤の優先的利用に努めること。」と修正すべき。	確認され登録されている農薬であっても、より健康への影響が少ない農薬を選ぶことが周辺住民の理解を得る上でも重要であることから、原案のとおりといたします。	
57		学校においては、子どもの安全のため、値段が高くても安全性の高い薬剤が使用されるよう、薬剤の指定をすべき。	発生する病害虫や植栽の種類、許容される労力や経費などは状況に応じて様々なため、具体的な薬剤を指定することは考えておりません。	1
58		人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬として、自然農薬（酢、木酢液など）についても併記すべき。	いわゆる自然農薬と言われている資材について、必ずしも人の健康への悪影響が少ないとは考えられないものもあること、薬効が確認できていないものがあることから、原案のとおりといたします。なお、食酢は特定農薬ですが、有機農家等による農業生産場面での使用を想定しているものです。	1
59	遵守事項 1(5)	欧州では2009年のリスク評価でほとんどの有機リン系農薬が不認可となっており、わが国でもせめて住宅地等では使用禁止とすべき。	農薬は、定められた使用方法を遵守すれば人畜等に害を及ぼすおそれがないよう、登録前の審査において、種差及び個体差による不確実性も考慮した上で、神経毒性を含む様々な毒性について動物を用いた試験の結果などの科学的知見に基づき評価を行い、登録しています。また、この評価を見直す必要があるような新たな科学的知見が得られた場合には、有機リン系農薬に限らず、登録の変更や取消しも検討することとなります。	1
60		有機リン系農薬同士だけでなく、作用機構のよく似たカーバメート系やネオニコチノイド系の農薬も含め、現地混用を禁止すべき。	有機リン系農薬については、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見があることから記載しています。現時点では、カーバメート系農薬やネオニコチノイド系農薬と混用した場合における同様の知見がないことから、そのままの記載とします。	4
61		現地混用の規制を実現することは困難であると思われるので、農薬の使用地域の規制を行うのが実際的ではないか。	公園等の植栽への農薬散布は、定期的な散布をやめ、発生した病害虫に応じて実施するよう指導しております。これを踏まえ、原則として複数農薬を散布する必要性は低いと考えており、現地混用禁止の指導に努めてまいりたいと考えております。	1
62		公園内の芝地の雑草防除などでは、多様な雑草が発生するため、除草剤の現地混用が有効な場合がある。混用により散布回数も低減されるので、一律に現地混用を否定せず、現行通知のように注意喚起に留めてはどうか。	芝地で使用する除草剤については、混用した場合の希釈液の安定性や、薬効・薬害上問題がないか等について、「農薬混用事例集」等の形で知見が蓄積されていません。このため、原案のとおりとします。	1
63		文末ではなく、まず冒頭に「農薬の現地混用は行わないこと」と記述すべき。	より理解していただきやすいよう、文の構成は、状況や理由等を解説した上で、取り組む内容を記載することとしております。	1

64	遵守事項 1(6)	農薬使用基準省令第6条に規定されている「農薬が飛散することを防止するために必要な措置」について例えば、「無風又は風が弱いとき」の風速を1m/秒以下とする、シートやネットを利用して散布区域外への飛散を防止するなど、もっと具体的に記載すべき。時間帯についても、周囲に人がいないことを確認できる明るい時間帯とし、夜間の散布は禁止すべき。また、無人ヘリや大型散布器等による散布は禁止すべき。	近隣への影響については、散布地点の状況や飛散防止のために用いる資材等によって総合的に判断すべきであり、風速等を一律で規定するのは不適切と考えます。具体的な作業時の留意事項については、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考としていただくこととし、その旨記載をしております。また、無人ヘリコプターによる農薬散布については、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」に基づき、周辺住民等の健康被害が生じることのないよう、安全面からも入念な検討を行った上で計画的に実施するよう指導しています。	1
65		仮に風速1mであっても、1分で60m飛ぶため、飛散を防止するためには、住宅の近隣での動力噴霧器の使用を規制すべき。	通知に示す取組を実施することで、飛散により人畜等に害を及ぼす可能性は大きく低減することができると考えており、そのままの記載といたします。	1
66	遵守事項 1(7)	「農薬の散布に当たっては」とあるのは、農薬の散布を前提としているように捉えられ、適切でない。	本項は、農薬を散布する場合における遵守事項を示していますので、このような規定としています。	1
67		庭の花壇や鉢植えなどに粒剤等で散布する場合など、飛散の恐れがない場合にも一律に周辺住民への周知を求めるのは行き過ぎであるので、「農薬の散布に当たっては」を「農薬の飛散が考えられるような使用に当たっては」とすべき。その上で、一般の方が住宅地内で農薬を使用する場合には、飛散の恐れが少ない剤型を選ぶよう指導すべき。	自らの敷地内で、周辺への飛散がおよそ考えられないような方法で散布する場合にまで「周辺住民」への周知を行うことを求めているものではありません。しかしながら、「農薬の飛散が考えられるような使用に当たっては」とすると、取組が必要な場合も拡大解釈等により必要な対策がとられない恐れがあることから、原案のとおりとします。	2
68		農薬散布の受託者に周知を任せきりにして、散布地に接した家屋の住人のみを対象とするなど周知が行き届かない等の事態を避けるため、「周辺住民」を「周辺住民等」とし、周知は発注者自らが行うべきこととすべき。	周知については、受注者が行った方が、より速やかにきめ細かく実施できるとの考え方もあり、より実効性のある方法で実施いただきたいと考えております。どのような方まで周辺住民として事前周知の対象とするかについては、地域の実情に応じて判断していただくこととなります。発注者が実施しない場合は、仕様書等で周知を実施すべき者を明確にするなどにより、責任ある取組みが可能であると考えます。	1
69		公園等の場合、周辺住民だけでなく、遠方から来訪して施設を利用する者もある。このほか、化学物質過敏症の患者など事前周知を望む者も含め、当該施設のホームページやメール等も活用して周知を行うこととすべき	施設の目的に応じて、より適切な周知の方法を検討いただくことが重要であると考えております。公園など多くの方が来訪する場所で農薬を使用する場合は、ホームページ等を活用して周知を行うのも一つの手段ですが、電話等での問合せに丁寧に対応するなど、さまざまな方法が考えられるため、特定の方法を示すこととはしません。	3
70		周辺住民への事前の周知は、必ず複数回行い、そのうち少	事前周知の具体的な範囲、方法等については、農薬散布の方法・	1

	なくとも1回は書面による通知を行うこととすべき。	範囲、地域の実情等に応じて判断する必要があります。そのため、本通知において一律には定めておりません。	
71	散布区域から500m以内の住民は事前周知の対象とすべき。		1
72	具体的にどの範囲までが周知対象となる周辺住民であるかが不明確なので、そのような対象者に対して「周知すること」とするのは無理があり、従来どおり「十分な周知に努めること」とするのが妥当。また、庭先において粒剤等の飛散の少ない農薬を使用したり、極めて微量の農薬を使用したりする場合も通知の対象となるとすれば、一律な義務付けは不適當。		1
73	周知事項には、中毒症状、解毒方法、対応医療機関及び予想される風向・風速も含めるべき。	解毒のための処置等は、ご本人や周囲の者が判断するのではなく、医師の診断に基づき行われるべきと考えます。万が一中毒が発生してしまったら、通知に基づき、農薬使用者が医療機関等を紹介することとしています。散布時の風向、風速については、事前周知の段階で予想できるものではありません。	2
74	近隣に学校や通学路等がある場合には、単に農薬の散布を周知するだけでなく、使用量の削減や、散布の中止を検討すべき。	学校や通学路に限らず、1(2)でまずは物理的防除を優先するよう記載をしております。	1
75	「子ども」に当たる年齢が特定できるよう、「児童・生徒」等とすべき。	「児童・生徒」とした場合、学校教育を受ける小・中学生、高校生に限定して解される可能性があるため、「子ども」としております。	1
76	農薬を浴びなくても、樹木や周辺に残った農薬が蒸散して影響を受ける可能性があるため、学校や通学路の周辺の農薬散布は禁止すべき。	取組の実施にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考としていただくこととし、1(10)でその旨記載をしております。	1
77	子どもたちが、大気、地上、樹木などに散布後しばらくの間残留する農薬にも曝露することのないよう配慮を求めべき。公園や街路樹は公共の場であるので、過敏な人や幼児への被害がないよう、立て看板の表示等による散布区域への立ち入り制限は、散布中や散布直後だけでなく、散布後一定期間（例えば1ヶ月以上）行うべき。	なお、今回いただいたご懸念については、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」の作成にあたり、公園・街路樹等に散布する場合のばく露量の評価やリスク管理手法の検討について、「農薬飛散リスク評価手法確立調査」により科学的に評価を行っております。	3
78	農薬の使用に当たって特に配慮すべき対象として、子どものほか、化学物質過敏症等の化学物質に敏感な人や、妊婦も明記すべき。	事前周知の具体的な方法等については、上述のとおり施設の目的等に応じて適切な方法をご検討いただくこととなりますが、一般的に、化学物質に敏感な方等がどこに居住しているかあらかじめ知ることは困難です。 しかしながら、過去の健康被害の訴え等から化学物質に敏感な人	1

			が居住していることを把握している場合は、柔軟な対応が望まれることから、ご指摘を踏まえ、周知に際して、「過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。」と追加します。	
79		農薬の散布について周知を行った結果、健康上の理由から散布の中止や変更等の申出があった場合には、実施方法を改善することとすべき。	申出に対してとり得る対応は様々なので通知には記載しませんが、農薬散布の状況や申し出の内容も踏まえ、対応策について検討いただくこととなります。	1
80	遵守事項 1(8)	農薬のラベルの記載事項の遵守を求める以上、同じくラベルに記載されている対象病害虫についても記録させるべき。また、街路樹等では、使用面積が明らかでなく、単位面積当たりの使用量だけでは総使用量を計算できないため、総使用量も合わせて記載すべき。周辺住民や施設の利用者から農薬使用状況の問合せがあったときは、情報を提供すべき旨を明示してほしい。	本通知において、農薬の使用状況の記録及び保管について規定しているのは、農薬の散布後に周辺住民等に体調不良が生じて医療機関を受診した際など、周辺で、いつ、どのような農薬を使用したのが診断・治療の上で重要な情報となるためです。その際、農薬の希釈倍率や単位面積当たりの使用量は、周辺住民等の曝露量にも影響するので、情報として必要ですが、総使用量や対象病害虫については、必要性が薄いと考えます。 記録の作成・保管の目的から、具体的な健康被害等がない限り、求めがあったからといって直ちに開示を義務付けることとはしません。	1
81		農薬の製造者等には帳簿の保管が3年間義務付けられている。農薬の使用・取扱いについても厳密に管理するため、記録の保管期間は、「一定期間」ではなく、例えば「少なくとも3年間」等と明確に規定すべき。	保管期間については、周辺住民等からの健康被害に関する相談が寄せられる可能性がある「一定期間」としてはありますが、防除業者等が翌年の病害虫防除の計画等に使用するのであれば、それに必要な期間保管いただいで構いません。	3
82	遵守事項 1(9)	農薬使用者等が農薬中毒の症状に詳しい病院を知らなければ中毒情報センターしか紹介できないので、あらかじめ病院のリストを作成し、市民が参照できるよう提供すべき。	農薬中毒に関する相談のできる医療機関に関する情報は、農薬使用者等にとっても重要であるため、地方公共団体、関係団体等があらかじめ適切な医療機関を把握し、農薬使用者に紹介いただくこととしています。	1
83	何をもち「農薬中毒の症状に詳しい病院」と判断するのかが不明であるため、より一般的に「公的医療機関」とするのが妥当。	1		
84		低濃度の農薬による健康被害を的確に診断できる医療機関はほとんどないこと、化学物質過敏症の患者は病院に行くのも困難なことから、地方自治体はむしろ農薬散布の中止に力を入れるべき。	ここでは、体調不良を訴えておられる方がいらっしゃった場合に、医師の診察を受けるべきかどうかの判断も含め、医学的な観点からの助言が受けられる機関等を紹介することを意図しています。現に相談者が健康に問題を抱えている状況であれば、まず医療機関等の助言を受けることを優先すべきと考えます。	1
85		相談があった場合には、まず相談内容に応じて、以降の農薬散布の内容や、散布実施の有無等の改善を担当部署で図り、被害の再発防止をすべきであり、相談者が希望	一方、その原因となった農薬の不適正な使用に関する相談については、通知に基づき地方公共団体において整備される相談体制を活用していた	1

		した場合に限り、農薬中毒の症状に詳しい病院等を紹介することとすべき。	だくこととなります。	
86		農薬散布後の体調不良等に関する周辺住民からの相談窓口を分かりやすいようにし、たらい回しのないようにされたい。		1
87	遵守事項 1(10)	植栽を無農薬で管理している自治体もあるので、公園・街路樹等マニュアルは最低限の技術であることを明記すべき。	植栽の管理にあたっては、植栽の目的や環境などにより管理の基準が異なっていることなどから、取組みの内容は各自治体等で検討し状況に応じて実践していただきたいと考えております。そのため、原案のとおりといたします。	1
88		「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に示された技術、対策等は、状況に応じて「優先的に」実施することとすべき。	公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルに記載している技術等が実施可能な状況であっても、より適切な技術等がある場合もあり得ることから原案のとおりといたします。	1
89	遵守事項 1 (その他)	作業者の防護具の着用についても記載すべきではないか。	農薬散布時の服装等については、住宅地のみならず全ての農薬散布時に共通する事柄であることから、別途指導しています。	1
90		公園、街路樹等の病害虫防除に当たっては、総合防除の採用を検討することを啓発すべき。	公園・街路樹等の病害虫防除については、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方を踏まえた内容としています。	
91		指導内容を遵守しなかった管理者及び違反内容の公表について規定すべき。	公表はいわゆる不利益処分に当たりうるため、通知において規定し得るものではなく、公表の可否については、個別に慎重に判断すべきものと考えます。	1
92	遵守事項 2(1)	「病害虫の発生しにくい適切な土作りや施肥」の具体策として、一般市民にも分かりやすいよう、有機物の施用や窒素過多の回避を例示してはどうか。また、マルチ、バンカープランツ、交信かく乱剤等の利用等も紹介してはどうか。	本通知は病害虫防除の具体的実施方法を紹介する技術資料ではないこと、具体的説明を伴わずに技術だけを列挙することは必ずしも理解の助けにならないと考えられることから、ここでは、農薬を使用しない病害虫・雑草対策として一般的に考えられるもののみを例示しています。	1
93		病害虫の発生状況によっては、農薬の使用が避けられない場合もあることから、「削減すること」ではなく「削減に努めること」とすべき。	農地においては、病害虫の異常発生などにより、農作物の被害を防ぐために通常よりも農薬を多く使用せざるを得ない状況となることはあるのは事実です。しかしながら、そのような状況下でも、耕種的防除・物理的防除の併用等により、そうしない場合に比べて農薬の使用を少なくすることはできると考えられ、このような取組を指して「削減すること」としています。	1
94		農薬の使用量については十分な効果を得るとともに薬剤抵抗性の発現を引き起こさないためにはラベルに記載されている量に従うことが望ましいことから、量の削減には言及	単位面積当たりの農薬の使用量を減らしたり、農薬の希釈倍数を上げたりすることを意図しているのではなく、農薬の使用回数を減らしたり、病害虫発生部位におけるスポット散布を行ったり	1

		すべきでない。	することで、全体として農薬の使用量を減らすことを意図したものです。	
95		草の発生は早期発見に努め、手や鎌など除草器具を使って取り除くことに努めることを追加すべき。	ご指摘を踏まえ、「防虫網」の後に「機械除草」を追加しました。	1
96	遵守事項 2(3)	粒剤は、飛散は少ないかもしれないが、長期間にわたって農薬成分が揮発し続けるので、化学物質過敏症患者への影響などを考えると住宅地周辺では使用すべきでない。	粒剤は、ご指摘のとおり、他の剤型に比べ、周辺への飛散量が著しく少ないので、住宅地周辺の農地で使用に適した剤型といえます。一般的に、粒剤からの農薬成分の揮発速度は非常に遅いため、屋外では、農薬成分の気中濃度が健康上問題となるほど高くはならないと考えます。	2
97	遵守事項 2(4)	農薬使用基準省令第6条に規定されている「農薬が飛散することを防止するために必要な措置」について例えば、「無風又は風が弱いとき」の風速を1m/秒以下とする、シートやネットを利用して散布区域外への飛散を防止するなど、もっと具体的に記載すべき。また、農地であっても、住宅地周辺では、無人ヘリによる散布は禁止すべき。	近隣への影響については、風速、風向、使用するノズルや飛散防止のために用いる資材等によって総合的に判断すべきであり、風速の上限を一律で規定するのは不適切と考えます。具体的な飛散防止のための技術については、2(8)に示す技術資料を参考にさせていただくこととしています。 また、無人ヘリコプターによる農薬散布については、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」に基づき、周辺住民等の健康被害が生じることのないよう、安全面からも入念な検討を行った上で計画的に実施するよう指導しています。	1
98	遵守事項 2(5)	「農薬の散布に当たっては」とあるのは、農薬の散布を前提としているように捉えられ、適切でない。	66への回答をご参照ください。	1
99		事前周知の対象として、周辺住民だけでなく、化学物質過敏症の患者など事前周知を望む者に対しても、ホームページ、メール等も活用して周知を行うこととすべき。	70から72への回答をご参照ください。	2
100		周辺住民への事前の周知は、必ず複数回行い、そのうち少なくとも1回は書面による通知を行うこととすべき。		1
101		散布区域から500m以内の住民は事前周知の対象とすべき。		1
102		市民農園等の利用者の多くは、農薬を使用しないで栽培した野菜などを摂りたいと考えているので、市民農園等で農薬を使用する場合には、事前周知の対象に、他の利用者も含めるべき。	本通知は、農薬が農地の周辺に飛散し、周辺住民や通行人に健康被害を及ぼすのを防止することを目的としたものであり、このような状況は市民農園においても想定されることから、通知の指導対象に含めています。一方、市民農園内において、農薬を使用しない農産物を栽培したい方がいらっしゃる場合に、隣接する区画での農薬の使用をどうするか等については、2(8)の農薬飛散対策技術マニュアル等に示す技術を参考に、各市民農園でルールを決めていただければよいと考えます。	2

103		具体的にどの範囲までが周知対象となる周辺住民であるかが不明確なので、そのような対象者に対して「周知すること」とするのは無理があり、従来どおり「十分な周知に努めること」とするのが妥当。	周知の範囲については、上記のとおり状況を踏まえて決めていただき、幅広く周知していただくことが必要であると考えます。	1
104		周知事項には、中毒症状、解毒方法、対応医療機関及び予想される風向・風速も含めるべき。	73 への回答をご参照ください	2
105		登校時に児童・生徒が遊具を使用して農薬が皮膚に付着するのを防ぐため、遊具等の設備に付着しないよう配慮すべき。	周辺に子どもが使用する遊具等があるかないかにかかわらず、住宅地周辺の農地において農薬を使用するときは農薬が飛散しないよう措置を講じることを求めることとしています。	1
106		近隣に学校や通学路等がある場合には、単に農薬の散布を周知するだけでなく、使用量の削減や、散布の中止を検討すべき。	学校や通学路に限らず、2 (1)で物理的防除の活用等により農薬使用の回数及び量を削減するよう記載しております。	1
107		農薬を浴びなくても、樹木や周辺に残った農薬が蒸散して影響を受ける可能性があるため、学校や通学路の周辺の農薬散布は禁止すべき。	農薬の散布中や散布直後に浮遊している散布液が皮膚に付着したり、これを吸い込んだりすることを避けることで、農薬への曝露量を著しく減らすことができます。農薬散布を禁止しなくとも、散布の時間帯を調整し、散布中及び散布直後のほ場の脇を子どもが通過するのを避けることで、子どもの健康への悪影響は防止できるものと考えております。	1
108		子どもたちが、大気、地上、樹木などに散布後しばらくの間残留する農薬にも曝露することのないよう配慮を求めらるべき。		1
109		農薬の使用に当たって特に配慮すべき対象として、子どものほか、化学物質過敏症等の化学物質に敏感な人や、妊婦も明記すべき。	農家の方が化学物質に敏感な人や妊婦の方の情報を得るのは難しい部分もありますが、過去の健康被害の訴え等から化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合は、柔軟な対応が望まれることから、ご意見を踏まえ、周知に際して、「過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。」と追加します。	1
110	遵守事項 2(6)	農薬のラベルの記載事項の遵守を求める以上、同じくラベルに記載されている対象病害虫についても記録させるべき。また、農薬の使用量の低減を求めている以上、単位面積当たりの使用量に併せ、総使用量も記載すべき。周辺住民や施設の利用者から農薬使用状況の問合せがあったときは、情報を提供すべき旨を明示してほしい。	80 への回答をご参照ください。	1
111		農薬の製造者等には帳簿の保管が 3 年間義務付けられている。農薬の使用・取扱いについても厳密に管理するため、記録の保管期間は、「一定期間」ではなく、例えば「少なくとも 3 年間」等と明確に規定すべき。	保管期間については、周辺住民等からの健康被害に関する相談が寄せられる可能性がある「一定期間」としてはありますが、農家が翌年の病害虫防除の計画等に使用するのであれば、それに必要な期間保管いただいで構いません。	4

112	遵守事項 2(7)	病院等を紹介するのは農家なのか、自治体なのか、遵守すべき者を明確にすべき。	事前周知の際に連絡先として記されている農薬使用者等に対応いただくこととなります。	2
113		農薬使用者等が農薬中毒の症状に詳しい病院を知らなければ中毒情報センターしか紹介できないので、あらかじめ病院のリストを作成し、市民が参照できるよう提供すべき。	82 から 83 への回答をご参照ください。	1
114		何を以て「農薬中毒の症状に詳しい病院」と判断するのが不明であるため、より一般的に「公的医療機関」とするのが妥当。		1
115		低濃度の農薬による健康被害を的確に診断できる医療機関はほとんどないこと、化学物質過敏症の患者は病院に行くのも困難なことから、地方自治体はむしろ農薬散布の中止に力を入れるべき。	84 から 86 への回答をご参照ください。	1
116		相談があった場合には、まず相談内容に応じて、以降の農薬散布の内容や、散布実施の有無等の改善を担当部署で図り、被害相談の再発防止をすべきであり、相談者が希望した場合に限り、農薬中毒の症状に詳しい病院等を紹介することとすべき。		1
117		農薬散布後の体調不良等に関する周辺住民からの相談窓口を分かりやすいようにし、たらい回しのないようにされたい。		1
118	遵守事項 2(8)	ここで挙げられている指針やマニュアルを農薬使用者自らがインターネット等を通じて入手するようなことは期待できないので、これらの資料の印刷・配布の計画が必要。	ご指摘の点を踏まえ、ホームページで提供するだけでなく、地方公共団体の実施する農薬使用者に対する研修等の機会を通じて、周知に努めてまいります。	1
119		「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」や「農薬飛散対策技術マニュアル」を「極力」参考とすることとすべき。	「極力参考とする」とした場合には、参考としなくてもいい場合もあることを示唆するものと解される可能性もありますので、原案どおりとします。	1
120	遵守事項 2 (その他)	市民農園や家庭菜園で農薬を使用する者は、農薬使用に関する指導を受ける機会が少ないと思われるため、有機リン系、カーバメート系、ネオニコチノイド系農薬の現地混用をしないことについて指導できるよう、公園、街路樹等における農薬使用の場合と同様の規定を設けるべき。	市民農園や家庭菜園で小規模に農作物等の栽培をしている方が、病虫害防除の効率化のために、現地混用するケースは少ないものと思われます。このため、市民農園の利用者等を対象に、別途現地混用に関する規定を置くこととはしません。なお、市民農園の指導者等が「農薬混用事例集」等に基づき利用者を指導するのは差し障りありません。	1

121		農地においても、公共施設の植栽の場合と同様、害虫の早期発見が重要であるが、高齢化等で害虫の発生状況を正確に把握するのが難しい場面も想定されるので、虫見板、粘着板、フェロモントラップの活用を促進してはどうか。	農地における病虫害の発生状況については、都道府県の病虫害防除所が虫見板、粘着板、フェロモントラップを利用して把握に努めており、「病虫害発生予察情報」として情報提供しているため、それを参考にさせていただくことができます。 また、それぞれのほ場における病虫害の発生状況を把握できれば、防除の必要性や防除時期についてよりの確な判断を下すことができますが、その手法については、地域の農業の指導者から地域の実情に合ったものを紹介いただくべきものと考えます。虫見板については、現に多くの地域で活用されています。	1
122		指導内容を遵守しなかった管理者及び違反内容の公表について規定すべき。	91 への回答をご参照ください。	1
123		残農薬や空容器の処分、防除器具の洗浄等についても記載すべきではないか。	農薬の適正使用に関する一般的な指導事項に含まれており、住宅地等における農薬使用の場面に特化した対応が必要とは考えられませんので、本通知には含めません。	1
住宅地等における農薬使用に関連するその他の意見				
124	義務規定化・罰則導入	学校における農薬散布について、運動会の前日等の使用でも全く事前周知がない事例、通学路の農地の農薬散布について、一時は実施されていた学校を通じた周知がなくなってしまった事例などがある。通知に基づく指導の内容について法令上の遵守義務を課して、罰則も適用され得るものとなるようにするなど規制を強化すべき。	住宅地等における農薬使用において必要となる対策は、現場の状況に応じて様々であるため、法令上の義務化には馴染まないと考えます。このため、本通知の一層の周知・徹底により、状況の改善を図ることとしています。	17
125	防除業の届出の制度	防除業者の指導を確実に実施するために、防除業者の届出の制度を復活させるべき。	防除業者の届出の制度は、平成 14 年の農薬取締法改正において、農薬使用基準の遵守の義務づけなど、農薬使用者全般に対する規制が強化されたことに合わせて廃止したものであり、現時点では、制度を改める必要性はないものと考えております。	1
126	農薬使用の免許制	道路沿いの自分の庭などに自ら農薬を使用する場合には、入札参加の制限などをしても効果がないので、資格を有する者でなければ農薬の購入・使用ができないよう、自動車運転のような免許制とし、違反を繰り返せば農薬を使用できないようにすべき。	農薬は、人畜又は環境に対する被害が生じることのないよう、効果及び安全性の両面の審査を経て登録し、ラベルに表示された使用方法や使用上の注意事項を確認し、それを遵守して使用することとしています。使用方法や使用上の注意事項を遵守するために免許制にしなければならないような高度な技能は必要ないので、免許制度の導入は必要ないと考えます。	4
127	農薬被害の賠償責任	農薬被害の賠償責任に関する法制度が必要。	農薬使用が原因で被害・損害を受けたのであれば、農薬取締法に特段の定めがなくとも、民法に基づき、農薬使用者に対し損害賠償請求を行うことは可能です。なお、本通知はこのような被害の	1

			未然防止を目的としたものです。	
128	通知の規定の法令上の位置づけ	本通知は、努力規定である農薬使用基準省令第6条に基づくものであるにもかかわらず、従来は「努める」とされていた規定が「すること」に改められており、本通知の内容を遵守しなかった場合の刑法上、民法上の違法性が不明確。	<ul style="list-style-type: none"> 本通知に示す指導内容を遵守しなかったこと自体が処罰の対象になることはありません。 「すること」とされているか否かにかかわらず、本通知は、住宅地等における農薬使用に当たって、周辺住民等の健康被害の発生を予防するために講ずべき措置を示したもので、それを遵守せずに農薬を使用したことが原因で健康被害が発生した場合、そのことが刑法又は民法上の「過失」と評価される可能性があります。 	1
129	通知の周知徹底	個人が、庭木の防除などで防除業者に防除を依頼する場合、家庭菜園やガーデニングで農薬を使用する場合もある。特に、バラの栽培では農薬を多用すると聞く。また、駐車場で何年にもわたって定期的に除草剤を散布しているケースもある。自治体広報、回覧板やHPを活用し、ホームセンター等で農薬を購入する一般家庭に対しても通知の徹底を周知すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 本通知は都道府県知事宛に発出され、各地方公共団体の担当部局から、農薬使用者等に対する周知・指導が行われることとなります。したがって、指導は、当該地方公共団体内にとどまることはなく、通知に示すとおり、農薬使用者、農薬使用委託者、病害虫防除の責任者、関係する土地・施設等の管理者等が指導対象となります。 その際の周知の方法については、各地方公共団体に委ねられることとなりますが、自治体広報、回覧板、ホームページ等を活用することは、一般的な手法であると考えられます。 このほか、関係府省宛に、各都道府県知事宛に本通知を発出していることを通知し、通知の周知に協力いただくよう依頼することとしています。なお、農薬被害の相談が警察に寄せられた場合には、本通知の有無にかかわらず、警察の判断で適切に対処されるものと考えます。 	4
130		通知の内容を行政内に留めず、民間の植栽管理業者、JA、鉄道事業者、マンション管理業者、公営住宅管理者、造園業者、神社仏閣管理者、公共施設管理者等にもれなく通知を送付するなどして、通知の周知を徹底すべき。防除業者に対しては、公共施設だけでなく、一般家庭での散布に当たっても通知を遵守するよう指導を徹底すべき。	<ul style="list-style-type: none"> このほか、関係府省宛に、各都道府県知事宛に本通知を発出していることを通知し、通知の周知に協力いただくよう依頼することとしています。なお、農薬被害の相談が警察に寄せられた場合には、本通知の有無にかかわらず、警察の判断で適切に対処されるものと考えます。 	3
131		地方自治体に通知の内容の徹底実施を指導してほしい。		1
132		農薬被害の訴えが警察署の生活安全部に寄せられた場合にも適切に対応されるよう、新通知を警察宛にも発出してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル等については、農水省又は環境省のホームページに掲載していますので、ホームページを閲覧できる端末があれば、現場でも見ることができます。 	1
133		また、通知案の中で紹介されているマニュアル等については、現場で活用できないと意味がないので、タブレット型携帯端末向けのサイトを作るなどの工夫が必要。		1
134	事前周知の徹底	隣地で農薬が散布されたため急いで洗濯物を取り込もうとしたところ、農薬を浴び、それ以来ずっと体の不調が続いている。農薬の散布が必要な場合には必ず事前に周知されるよう、事前周知の指導を徹底されたい。	本通知の遵守事項1(7)及び2(5)において周辺住民に対する事前周知について規定していますので、地方公共団体等を通じて、関係者への周知・徹底を指導していきます。(ただし、自らの敷地内で、周辺への飛散が考えられないような方法で散布する場合にまで「周辺住民」への周知を行うことを求めているものではありません)	2
135		近隣の庭の草花などに予告なく農薬を使用されると、洗濯		2

		物に臭いがついて捨てなければならなくなったり、体調が悪くなったりするので、ぜひ事前周知を徹底してほしい。	ん。)	
136		公園で農薬を散布する際には、早めに周辺住民や公園利用者に知らせるべき。		1
137		街路樹に農薬を使用した場合などには、子どもたちが知らずにすぐ後を通ったりするので、広く一般の人に周知してほしい。	街路樹の付近を誰が通行するかを予見するのは難しいので、本通知の遵守事項の 1(7)に示す立て看板の表示や立入制限範囲の設定等の実施を強化することが有効と考えます。	1
138		防除業者は、「樹木の消毒」とは言わずに農薬を使用する予定であることをきちんと伝えるべき。	事前周知の際には、本通知の遵守事項の 1(7)及び 2(5)に示すとおり、農薬使用の目的や使用農薬の種類を含めるべきこととしています。	1
139	散布区域の明示	農薬を散布した場所に直後に誤って入り込むことのないよう、公園などでは誰でも分かるよう散布区域を明示すべき。	本通知の遵守事項の 1(7)に規定する「散布区域内に立ち入らないよう措置すること」には立て看板の設置などが含まれ、公園などで対応できるものと考えています。	1
140		農薬を使用したほ場を赤や黄色の旗、テープなどで示し、使用日時も掲示して、他の地域から来た者にも農薬が使用された場所が一目で分かるようにしてほしい。	一般的に、農地には、部外者が断りなく立ち入ることはないと考えられるため、農薬を使用したほ場の表示等は指導していません。	1
141	風向きの考慮	農薬散布の際には、風向き等にも配慮して欲しい。	本通知の遵守事項の 1(6)及び 2(4)において、風向きにも注意すべきこととしています。	1
142	農薬使用の低減要望	農家だけでなく、一般家庭でも農薬が使用されており、その度に体調が悪化するので、日本全国での農薬使用量を減らしてほしい。特に、観光施設での害虫の防除は、早期に少数のうちに発見して捕殺するなどして、なるべく農薬を使用しないようにしてほしい。	本通知に基づき、物理的防除の推進等の農薬の使用量の低減に向けた取組が進むことにより、住宅地周辺における農薬の使用量が全国的に徐々に減っていくことが期待されます。	2
143		農薬散布があると息苦しくなったり、窓を開けたり洗濯物を干したりすることができなくなるので、住宅地での散布は厳しく制限してほしい。		1
144		周辺の田畑や果樹園だけでなく、一般家庭の庭木等でも頻繁に農薬が使用されている現状を改めてほしい。		1
145		減農薬又は無農薬の農法を奨励してほしい。	農林水産省は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与するとの観点から、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い病害虫防除技術の導入の促進に努めています。また、農薬等を使用しない有機農業について、有機農業の推進に関する法律等に基づき、様々な施策を講じて推進し	1

			ています。	
146	特定の農薬の使用制限	クロルピクリンによる被害が毎年起こっていることから、住宅地周辺においては使用を禁止すべき。	クロルピクリンは、揮発性で、かつ粘膜への刺激性が強いため、使用後すみやかに土壌をポリエチレンシート等で被覆すること、特に住宅周辺では、朝夕の温度の低い時間帯を選び、住宅地が風下になる場合は処理を控え、厚めの被覆資材を用いるなど、周辺住民の健康被害の発生に十分留意することを農薬の使用上の注意事項に含めています。また、使用場面では、人家に隣接する畑での使用は避ける等の指導も行われています。被覆の実施の徹底に関する指導の一層の強化に努めます。	1
147		ネオニコチノイド系農薬や有機リン系農薬の使用は神経への悪影響の恐れがあるので制限すべき。	農薬は、定められた使用方法を遵守すれば人畜等に害を及ぼすおそれがないよう、登録前の審査において、種差及び個体差による不確実性も考慮した上で、神経毒性を含む様々な毒性について動物を用いた試験の結果などの科学的知見に基づき評価を行い、登録しています。また、この評価を見直す必要があるような新たな科学的知見が得られた場合には、ネオニコチノイド系農薬や有機リン系農薬に限らず、登録の変更や取消しも検討することとなります。	1
148		ありとあらゆる園芸資材に化学物質が含まれているので、化学物質過敏症になってからは、草花を育てることができない。化学物質を使用しない資材を普及してほしい。	合成化学物質を使用しない資材の普及というご意見と思いますが、いわゆる天然物に由来する資材であっても、人体に対する強い生理活性を有する化学物質が含まれる可能性があります。	1
149		公園等では、木酢液や牛乳などで防除するようにし、分解しにくく毒性の強い農薬の使用は避けるべき。	木酢液や牛乳は、特定農薬に指定されていないので、国として病虫害防除の目的での使用を推奨することはできません。なお、ラベルに表示された使用方法に従って使用したにもかかわらず、使用後長期間にわたって、その場所を訪れる者に中毒症状を起こさせるほど毒性の強い農薬は、登録されていません。	1
150	家庭園芸用農薬の規制	非生産的な街路樹に、安易に農薬が使われている。ガーデニング等で農薬が使用されると町中に農薬があふれることになるので、規制すべき。農薬は、農業地帯は別としても、せめて住宅地では、近隣住民への飛散による健康被害に配慮し、極力使用しない方がよい。	農地とそれ以外の場所では、病虫害防除の必要性や、農薬以外の手段により病虫害を防除することの困難さが異なることから、新たな通知では、遵守事項を明確に書き分け、それぞれの状況に応じた適切な指導ができるようにしたところです。	2
151	無人ヘリによる防除に関する意見	無人ヘリによる防除にも本通知が適用されることを明記すべき。	本通知は、農薬の散布方法にかかわらず適用されるものであり、無人ヘリコプターによる農薬散布を明記する必要はないと考えます。	1

152		無人ヘリコプターによる農薬散布は、散布計画及び実績を届け出させ、周辺地域の周知を徹底させるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する農薬は、毒性や残留性等の試験によって安全性が確認されたもののみが無人ヘリコプターによる散布用として農薬登録を受けており、その内容を遵守して散布が行われています。 ・農林水産省は、農薬の空中散布が安全かつ適正に実施されるよう、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」等を策定し、 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施区域周辺の住民及び公共施設に対する事前周知の徹底 ② 周辺環境の安全確保に留意した実施計画の策定 を指導しています。なお、散布当日の気象条件等により計画が変更される場合もありますので、農薬散布に関しての具体的内容については、実施主体にご確認いただくことで当該情報が得られると考えます。 ・無人ヘリコプターによる農薬散布に当たっての緩衝地帯幅については、現在環境省で「農薬の大気経路による影響評価事業」が行われており、この検討結果を踏まえて検討することとしています。 	1
153		無人ヘリでの農薬散布について、散布区域や農薬の種類を市役所等に問い合わせれば分かるようにしてほしい。		1
154		無人ヘリコプターは、高濃度で短時間に広範囲に農薬を散布し、事故も多いので、住宅地近隣での使用は禁止するか、禁止しない場合は、緩衝地帯幅を設けるべき。		3
155		人への被害や生物多様性を損なうことが危惧されることから、無人ヘリコプターによる散布は禁止すべき。		1
156	空中散布の禁止	有機リン系農薬等の空中散布を即刻中止すべき。	<p>使用する農薬は、毒性や残留性等の試験によって安全性を確認されたもののみが空中散布用として農薬登録を受けており、その内容を遵守して散布が行われています。</p> <p>また、ヘリコプターによる散布においては、「農林水産航空事業の実施について」（事務次官依命通知）等に基づき、事前周知及び周辺住民等の危害防止対策の徹底を指導しています。</p>	1
157	夜間散布の禁止	安全が確保しにくく、天候の変化にも気づきにくい夜間の農薬散布は原則禁止し、やむを得ない場合も、発注者の常時監督の下に安全対策を実施して最小限に留めるべき。	<p>そもそも、夜間における農薬散布は一般的でなく、日中は人や車の通行が絶えない場所などやむを得ない場合に限りされると考えられます。本通知は夜間散布の場合を除外するものではないので、発注者のご判断により、本通知の趣旨に鑑み、夜間散布の原則禁止や、やむを得ず実施する場合における安全対策の実施等を防除業者に指示いただければよいものと考えます。</p>	1
158	農薬の蒸散の考慮	飛散した農薬に直接に曝露しなくても、残留してガス状になった農薬によっても影響があることを明確にし、大気の農薬汚染を防止するための方策を講じるべき	<p>農薬の散布中や散布直後に浮遊している散布液が皮膚に付着したり、これを吸い込んだりするのを避けることで、農薬への曝露量を著しく減らすことができます。農薬散布を禁止しなくとも、散布の時間帯を調整し、散布中及び散布直後のほ場の脇を通過するのを避けることで、健康への悪影響は防止できるものと考えております。</p>	3
159	農薬の安全	農薬の安全基準については、薬物アレルギーの専門医の意	<p>農薬の登録の際には、皮膚感作性試験の提出が義務付けられてお</p>	1

	基準の見直し	見も聴いて検討してほしい。	り、アレルギーを起こしやすい農薬であるかどうかの評価も行っていきます。	
160	化学物質過敏症患者への配慮	化学物質過敏症、アレルギー、喘息などの症状がある者が居住している地域での農薬の使用を全面禁止にするか、格段の注意を払うようにしてほしい。	化学物質に敏感な方等がどこに居住しているかあらかじめ知ることは困難です。過去の健康被害の訴え等から化学物質に敏感な方が居住していることを把握している場合は、柔軟な対応が望まれることから、本通知の遵守事項の 1(7)及び 2(5)に配慮すべき事項を記載します。	2
161	健康被害の訴えへの対応	農薬が適正に使用された場合でもアレルギーや過敏反応を示す人が出てきていることに言及し、このような者から健康被害の訴えや農薬使用に関する配慮の要請があった場合は健康被害を防ぐための速やかな措置を講じなければならないこととすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬散布による周辺住民等への健康被害を防止するという本通知の目的を踏まえ、農薬の散布方法・範囲の変更等の申出があれば、農薬散布の状況や申出の内容も踏まえ、対応策について検討いただくこととなります。 ・具体的対応については、関係者間で状況に応じて個別に検討いただくこととなるので、農薬の製品ラベルに一律に表示することはできません。 	1
162		住宅地で農薬を使用して近隣に健康被害が生じた場合はそれ以上農薬を使用しないよう農薬の製品ラベルに表示すべき。		1
163	農薬の健康影響についての周知	飛散したり揮発したりした農薬が人体に悪影響を及ぼす可能性があることについて、幅広く周知し、より安全な方法で防除が行われるよう、指導してほしい。	農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の発生の未然防止を目的とする本通知の幅広い周知・徹底に努めます。	7
164	農家による研修の受講	ラベルが読みづらい高齢の農業者を含め、農家に対しても、農薬の使用に関する同様の研修を定期的に受講することを求めるべき。	農家を対象とした農薬の適正使用に関する研修は、現に地方公共団体、農協等により定期的に開催されています。	1
165	優良事例の表彰等	住宅地通知や、公園・街路樹マニュアルを遵守して農薬を使用せず植栽の管理を行った地域の表示や、優良事例としての表彰を行うべき。	優良な取組の事例を広く紹介していくため、まずは、環境省において、優良事例について調査を行い、事例集を作成することとしております。	1
166	モニタリングの実施	散布の事前と事後にモニタリングを実施すべき。	一般的に、病害虫防除の必要性を判断し、防除の効果を確認するために、散布前と散布後には観察を行っています。	1
167	適正に使用する農薬の安全性	植栽の美観を維持しつつ病害虫を防除するために農薬散布が要望されることもあるので、農薬が適正に使用される限り安全であることについても周知すべき。	農薬の登録制度を通じた、人畜や環境への悪影響を未然に防止するための仕組みについては、農林水産省のホームページでも紹介しています。	1
168	白蟻防除剤の規制	農薬と同じ成分がシロアリ防除剤にも使われているので、何らかの方法で規制をかけるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の規制については、同じ物質であってもその使用の場所等に応じて必要な規制が異なることから、それぞれを所管する省庁が個別法により必要な規定を設けています。 ・衛生害虫の防除に用いられる薬剤については、薬事法に基づく 	1
169		消毒と称して大量の駆除剤が撒かれないように、シロアリ業者に駆除剤以外の対策研究を進めるよう指導してほしい		1

		い。		
170	住宅内で使用する化学品の規制強化	住宅内で使用される、家庭用防虫剤、殺虫剤、蚊取り線香、虫よけ、除草剤等、農薬以外の化学品についても、農薬とよく似た成分が含まれているので、製造、表示、販売、使用に関する厳しい規制を行うべき。	医薬品又は医薬部外品として規制されています。	4
171	除草剤の規制	住宅地付近の駐車場など植栽のない場所で、農薬ではない除草剤が使用される可能性があるが、このような除草剤の使用についても指導対象とし、なるべく機械除草等に努め、除草剤を使用しないこと、また除草剤を使用する場合には農薬登録のあるものを使用すべきことを規定してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> シロアリ防除剤については、関係団体を中心に、効力・安全性の観点からの防除薬剤の認定や、人だけでなく動植物や環境に配慮した適正・安全な施工の推進等に取り組まれています。 駐車場、道路、運動場、線路敷等、植栽のない場所（いわゆる非農耕地）で使用する除草剤についても、なるべく農薬登録を取得するよう製造者を指導しております。また、販売店に対しては、除草剤を販売する際に、農薬登録のある除草剤とそれ以外の除草剤を明確に区別して販売するよう指導しているところです。このような取組を通じ、いわゆる非農耕地の除草においても、なるべく登録農薬が使用されることとなるよう努めております。 	2
その他		上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。 ・野焼きも禁止してほしい。		1件

注：一通の意見に複数の意見が含まれているものもあるため、件数は重複しており、合計は意見提出数と一致しません。